

第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

※「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）」の自己評価シートをもとに作成

第7期介護保険事業計画に記載の内容				令和2年度（年度末実績）				自己評価結果等の共有・公表等		
区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己評価結果	課題の解決に向けた質の評価	課題と対応策	自己評価結果等の共有	自己評価結果等の公表	都への要望
自立支援・介護予防・重度化防止	○高齢者が自発的に介護予防の取組を行うためには、介護予防に関する知識の普及啓発による動機付け及び身近な地域における取組の場が必要である。	○高齢者等に対する自立支援・介護予防の普及啓発	認知症に関する講演会・研修会の実施回数：年8回 介護予防普及啓発事業参加者数：3,860人	認知症に関する講演会・研修会の実施回数：年4回 介護予防普及啓発事業参加者数：997人	自己評価結果【○】 認知症に関する講演会・研修会：数値目標には届かなかったものの、認知症に関する正しい知識や理解の普及啓発や介護者同士の交流を図ることができた。 介護予防普及啓発事業：新型コロナウイルス感染症の流行に伴い多くの事業を休止したため、参加者数が減少したが、代替として事業応募者等に対し、介護予防レターやパンフレット等を郵送・配布したり、CATV番組を作成することで、自宅で介護予防活動に取り組む機会を提供することができた。	認知症に関する講演会・研修会：テーマや講師の選定に当たっては、参加者のアンケートや区民自身が認知症を自分事として捉え、考え、適切な行動変容につながることを目指した。 介護予防普及啓発事業：介護予防レターの発行に当たっては、QRコードを作成して介護予防動画へのアクセスを促したり、毎日の取組を記載できる「体操塗り絵カレンダー」等を添付することで、運動習慣の維持につながるよう心掛けた。	認知症に関する講演会・研修会： ＜課題＞ 日常生活圏域ごとの実施ではテーマのマンネリ化や講師選定に限界があった。 ＜対応策＞ 令和3年度は、1回は大規模な合同講演会を企画し、その他は蓄積されたアンケート内容を参考にして日常生活圏域毎の小規模な単位での講演会を合計4回実施する。 介護予防普及啓発事業：過度な外出自粛による生活機能の低下を防ぐため、これまで以上に感染予防対策を徹底して事業を実施するとともに、引き続きレターや動画等を活用して介護予防の重要性と取組を周知啓発していく。	○	○	なし
	○介護サービスを利用していない要支援者や、チェックリストで介護予防が必要と判断された特定高齢者が、互助的な機能を持つ介護予防の場に週1回程度通うことのできる地域づくりを目指す。	○介護予防のための体操等とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動の積極的推進	区内での通いの場の開設 (H29) (H30) (R1) (R2) 開設団体数 16団体 24団体 32団体 40団体 ※H29は実績値。H30以降は目標値	区内での通いの場の開設団体数：26団体	自己評価結果【○】 新型コロナウイルス感染拡大のため、活動を休止する団体が多くあった。生活支援コーディネーターは、活動内容や場所の変更などの相談支援を行うなどし、また「かよい～の」の代表者連絡会を開催し、コロナ禍での活動の工夫を共有する場を開催した。	「かよい～の」の参加者アンケートでは、コロナの中での変化や活用しているモバイルなどについても調査を行った。 対面での活動がしづらい状況なので、NPO法人と協働し、LINEを活用したプラットフォーム構築事業を開始し、フレイル事業や見守り相談窓口と連携し、オンラインを通じた介護予防情報を届けた。	現在の「かよい～の」の活動継続のための支援、またオンラインやオンラインと対面を組み合わせたハイブリッドの介護予防活動などの展開を検討していく必要がある。また、オーラルフレイルについても活動を検討していく。	○	○	なし

第7期介護保険事業計画に記載の内容				令和2年度(年度末実績)			自己評価結果等の共有・公表等			
区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価結果	課題の解決に向けた質の評価	課題と対応策	自己評価結果等の共有	自己評価結果等の公表	都への要望
自立支援・介護予防・重度化防止	<p>○身体障害や関節痛があっても継続的に参加することのできる運動法の指導、定期的な体力測定や効果測定等について実施し、要介護状態になっても参加し続けることのできる通いの場を地域に展開する必要がある。</p>	○リハビリテーション専門職種との連携	住民運営の通いの場へのリハビリ専門職の派遣数:4箇所	住民運営の通いの場へのリハビリ専門職の派遣数:3箇所	自己評価結果【○】	—	住民主体の介護予防活動の推進に資する事業として、今後もリハビリ専門職の活用の効果等の積極的な周知に努め、派遣先の増を図る。	○	○	なし
	<p>○各地域包括支援センターを中心に、個別ケースの検討を通じたケアマネジメント支援及び地域課題の把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築を図る必要がある。</p> <p>○区においては、個別課題及び地域課題の検討の蓄積から区全体の課題を抽出し、施策に取り入れていくことが求められている。</p> <p>○しかし、現状、区の施策への反映が議論される第1層会議が開催できていないことが課題である。</p>	○地域ケア会議の多職種連携による取組の推進	地域ケア会議の実施:個別会議及び連絡会議を開催し、課題について検討を深める。	地域ケア会議の実施回数:個別会議5回、連絡会議5回 ※回数は地域包括支援センター全体での回数	自己評価結果【○】	—	<p><課題> 新型コロナウイルスの影響による実施回数の減少もあり、「区全体の課題の抽出」や「施策への反映」までを議論する、第1層会議を開くことができなかった。</p> <p><対応策> 令和2年度末時点において、3年度に第1層会議を実現させるおおよその道筋はできたため、3年度は、区と各地域包括支援センターとの間で、地域課題検討会議を重ねることで、第1層会議の実施を目指していく。</p>	○	○	なし

第7期介護保険事業計画に記載の内容				令和2年度(年度末実績)			自己評価結果等の共有・公表等			
区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価結果	課題の解決に向けた質の評価	課題と対応策	自己評価結果等の共有	自己評価結果等の公表	都への要望
自立支援・介護予防・重度化防止	○地域包括支援センターを地域包括ケアシステムの中核的な機関として位置付けるとともに、地域の課題や今後求められる役割を勘案し、複合的に機能の強化を図る必要がある。	○業務量に応じた適切な職員配置、地域包括支援センター間の総合調整及び地域ケア会議運営等の支援体制の整備の推進	地域の見守り機能を強化する。	各日常生活圏域のセンターに見守り相談業務専任の職員を2~3人配置した。	自己評価結果【◎】 高齢者数や高齢者のみ世帯が増加し、地域の見守り機能の強化が求められる中、見守り業務専任の職員を適切に配置した。	—	引き続き、地域の課題や今後求められる役割を勘案し、複合的に機能の強化を図る必要がある。	○	○	なし
	○口に関するささいな衰えが軽視され、心身機能の低下につながらないよう、歯科衛生士による口腔ケアの指導や口周辺の筋肉を鍛える体操等を行うとともに、管理栄養士による低栄養等の栄養改善に関する講義等を実施し、要介護状態になることを予防する必要がある。	○口腔機能向上や低栄養防止に係る指導	口腔機能向上教室の実施：年8回 転倒予防・口腔機能向上教室参加者数：190人	口腔機能向上教室の実施：0回 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 転倒予防・口腔機能向上教室参加者数：95人	自己評価結果【○】 口腔機能向上教室：教室実施に代わり、CATV番組「口から始まる健康長寿 オーラルフレイル予防」を作成・放映し、自宅での取組を促すことができた。 転倒予防・口腔機能向上教室：新型コロナウイルス感染症の流行に伴い教室を一時中止したものの、歯科衛生士及び管理栄養士による口腔機能向上及び栄養改善指導は実施し、オーラルフレイル予防が参加者の生活習慣の一部として定着するよう働きかけることができた。	—	＜課題＞ 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、口腔機能の衰えや低栄養状態が懸念される高齢者が増加している。 ＜対応策＞ 他の介護予防事業やパンフレット等も活用し、様々な機会をとらえてオーラルフレイル予防について呼びかけを行う。	○	○	なし

第7期介護保険事業計画に記載の内容			令和2年度(年度末実績)				自己評価結果等の共有・公表等			
区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価結果	課題の解決に向けた質の評価	課題と対応策	自己評価結果等の共有	自己評価結果等の公表	都への要望
給付適正化	<p>○要介護認定調査は、更新申請と区分変更申請について居宅介護支援事業者等へ委託により実施している。</p> <p>○認定の適正化については、調査票の事後点検の全件実施を繰り返すことで、委託先の事業所も含めた調査及び調査票の質が担保できた。</p> <p>○調査件数が増加する一方で、委託先の調査員の異動により、認定調査員研修や事後点検による指導内容の継続が困難なこともある。</p>	<p>○要介護認定調査を委託した場合の公平公正性の確保</p>	<p>要介護認定調査員研修の開催：調査員によって調査内容が異なるように、調査項目の判断基準の解説や特記事項の記載に係る留意点等の確認及び全国一律の基準に基づいた公正かつ的確な調査の実施と認定調査票の記載内容の充実を図っていく。認定調査項目選択のばらつきのある項目について、業務分析データを活用し、ばらつきの改善を図る。また、特記事項の記載の充実と選択項目の食い違いを改善する。</p> <p>認定調査票の全件点検：委託した認定調査票の内容について、本区職員による全件点検を継続することで、公平公正性を確保する。</p>	<p>要介護認定調査員研修の開催：業務分析データを読み込み、ばらつきのある項目を再検証する。また、区認定調査員と委託調査員に対し、あいまいな特記事項の記載がないか、未改善点を中心に研修を行う。</p> <p>認定調査票の全件点検：認定調査票の区職員による全件点検を継続実施する。</p>	<p>自己評価結果【△】</p> <p>業務分析データ上のばらつきがある項目を確認し、認定に特に影響がある項目を研修項目に組み込むと共に、全件点検で確認したミスの多い項目を全調査員対象に研修を実施した。</p> <p>全調査員が研修に参加し、不明点の改善が見られた調査員がいるものの、理解度に相変わらず差がある状況のため、「△」と評価した。</p>	<p>Zoomによる現任研修となり、グループ討議が行えない環境となった。研修資料の見直しをし、理解度が低い調査項目をPower Pointによる資料と説明に説明した。過去の現任研修よりも分かりやすかったという感想が多く寄せられた。</p>	<p>Zoomによる研修のメリットとして、個々が講義に集中できるという事がアンケートに多く寄せられた。Zoom環境が整わない委託先調査員も一部おり、Zoom用に準備した映像やPower Pointを会場参加者に同時に視聴していただいている状況である。</p> <p>認定調査項目は、認定調査員テキストと要介護認定等の方法の見直しに係るQ&Aを根拠としていることを継続して指導するとともに、東京都介護認定審査会運営適正化委員会による「認定調査員ハンドブック 問いかけ編」を研修に活用し、継続した研修と事後の全件点検が今後も必要である。</p>	○	○	なし
	<p>○介護認定審査会における適正な審査判定を行うためには、主治医意見書及び、認定調査票の精度を高めることが必要である。</p> <p>○11に分かれる部会において、審査内容の差が出ないような平準化が必要である。</p>	<p>○主治医意見書についての地区医師会での「研修会」における周知及び審査会連絡会における「平準化」に向けた取組</p>	<p>地区医師会「研修会」： (H29) (H30) (R1) (R2) 参加回数 2回 2回 2回 2回</p> <p>審査会連絡会：「認定の適正化・平準化」をテーマとした企画を盛り込む。 (H29) (H30) (R1) (R2) 開催回数 2回 2回 2回 2回</p>	<p>地区医師会「研修会」参加回数：0回 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催中止となった。</p> <p>審査会連絡会開催回数：0回 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催中止となった。</p>	<p>自己評価結果【○】</p> <p>計画当初は実施できていたが、新型コロナウイルスの影響で、令和2年度は実施できなかったが、医師会及び介護認定審査会において、意識の浸透は進んできている様子がある。</p>	<p>「主治医意見書」は地区医師会のみならず、主治医以外の医療機関から入手する方が多く、特に大病院をはじめ、大病院の医師の方々に浸透させていくことが課題である。</p> <p>また、審査会委員は「任期」があり、委員入れ替わりもあるため、継続しての取組が必要である。</p>	<p>大学病院を始め区域内主な医療機関へは、足を運んでの「出前講座」なども必要と考えるが、コロナ禍での取組となり、医療機関への配慮も必要になる。</p> <p>コロナ禍での審査会連絡会は、オンラインの活用を含め、検討していく必要がある。</p>	○	○	なし

第7期介護保険事業計画に記載の内容			令和2年度(年度末実績)				自己評価結果等の共有・公表等			
区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価結果	課題の解決に向けた質の評価	課題と対応策	自己評価結果等の共有	自己評価結果等の公表	都への要望
給付適正化	<p>○高齢化率は年々上昇しており、介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、必要なサービスを切れ目なく提供することが必要である。</p> <p>○高齢者に対する適切な介護や支援を継続的に進めていくために、介護職員の資質向上を目的として、介護サービス事業者等への情報提供や研修会の取組を推進していく必要がある。</p>	○介護支援専門員(ケアマネジャー)への研修・連絡会の実施等	<p>居宅介護支援事業者部会:文京区介護サービス事業者連絡協議会に居宅介護支援事業者部会を設置し、研修会・事例検討会を実施する。主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)のネットワークの構築に取り組むとともに、意見交換や研修の場を提供する。</p> <p>(H30) (R1) (R2) 実施回数 4回 4回 4回</p>	<p>居宅介護支援事業者部会実施回数:7回(うち主任介護支援専門員連絡会:1回)</p>	<p>自己評価結果【○】</p> <p>開催回数目標を達成した。介護支援専門員等の資質・実務能力の向上に資する研修会及び事例検討会を、会場とZoom併用で実施し、多数のケアマネジャーの参加を得た。</p> <p>一方で、地域ケアマネジメントの中核的役割を担う主任ケアマネジャーを中心としたネットワーク構築について、進め方や区の関わり方について話し合いが進んでいない。</p>	<p>研修会のテーマについては、参加者にアンケートを実施し、タイムリーな内容を併せて提案しながら選定に努めた。また、講師については、文京区の高齢者に関する状況を的確に把握していることが望ましいことから、区内大学の教授や医師等に依頼し実施した。</p>	<p><課題> 地域の特性も踏まえた介護サービスの提供が必要であるが、地域包括ケアの中心となる主任ケアマネジャーと区とのネットワークが構築できていない。</p> <p><対応策> 今後も研修会のテーマについては、参加者アンケートの回答を参考としながらテーマや講師を選定していく。また、地域包括ケアの主体である地域包括支援センター担当と連携を取りながら、自主的な活動への関わりを模索していく。</p>	○	○	<p>ケアマネジャーのネットワーク化に関し参考となる他自治体の取組事例と、区の関わり方も含めた有効な進捗管理の方法をご教示いただきたい。</p>
	○区は保険者として、介護保険サービスが本来の趣旨に沿って給付され、利用者が安心して介護保険制度を利用できる取組を推進する必要がある。	○福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査	<p>利用者宅訪問調査:訪問調査を行うことで、利用者の状態像にあった適正な利用につなげる。年12回</p>	<p>利用者宅訪問調査回数:年14回</p>	<p>自己評価結果【○】</p> <p>開催回数目標を達成した。ただし、回数の達成よりも、個別のケースにつき適切な利用がなされるよう案内できることが重要である。</p>	—	—	○	○	なし
	○全ての高齢者に対し、適切な介護サービスが提供されるよう、事業者に対し法制度等の正しい理解を促すことが必要である。	○事業者に対し、法制度等の正しい理解を促し、適切な介護サービスを提供するための集団指導及び実地指導又は監査	<p>事業所実地指導及び監査: (H29) (H30) (R1) (R2) 件数 30件 31件 30件 30件 ※R1年度までは実績値。R2年度は目標値。</p>	<p>事業者実地指導件数:10件(内訳) 居宅介護支援 3件 通所サービス 1件 訪問サービス 2件 地域密着型サービス 4件</p>	<p>自己評価結果【○】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い事業の一部を中止したが、介護サービスの適切な提供に資するべく、感染対策に最大限配慮しつつ、必要な実地指導を行った。</p>	<p>実地指導の際に現地で行う事業所との質疑応答においても、現地での回答に併せ後日機会を別に設けるなど、回数を重ねて丁寧に行い、事業所の法的理解の促進を図った。</p>	<p>事業者に対しての必要な指導は適切に行っているが、事業所数の増加への体制構築が課題である。</p>	○	○	なし

第7期介護保険事業計画に記載の内容				令和2年度(年度末実績)			自己評価結果等の共有・公表等			
区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価結果	課題の解決に向けた質の評価	課題と対応策	自己評価結果等の共有	自己評価結果等の公表	都への要望
給付適正化	<p>○高齢者が住み慣れた地域で有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、利用者が必要とするサービスを介護事業者が適切に提供していくことが大切である。</p> <p>○利用者が安心して介護保険制度を利用できる取組を推進する必要がある。</p>	○苦情・通報情報の活用	<p>区民や介護サービス事業者等から寄せられる相談や苦情及び通報情報のうち、不適切なサービスが提供されていると考えられる場合には、事業者への事実確認、関係部署への情報提供、連携体制の構築などを通じて、介護サービス事業者への助言、指導を実施する。</p>	<p>介護保険相談窓口設置:専門相談員3人</p>	<p>自己評価結果【○】</p> <p>利用者・事業者等から苦情があった場合は、迅速に被通報事業所等への聞き取り、事実確認を行い、対応について助言した。また、事業者指導担当、高齢者相談担当及び高齢者あんしん相談センター等と情報を共有し、必要な場合は事業者から報告書の提出を受け、直接対面で聞き取りを行い、必要な助言・指導を実施した。</p> <p>通報については、慎重に事実確認を行う必要があるため、対応に時間を要している。</p>	<p>苦情の初期段階で事業者に助言を行い、迅速かつ丁寧な対応を依頼することで、ほとんどの苦情については相談者に納得をいただけている。しかし、一部の苦情については繰り返し訴えが見られることがある。</p> <p>一方で、通報については、通報者への配慮も含め慎重な対応が必要なことから、不適切な状況に係る対応の仕組み作りを行うことで、スピードアップに結び付くことが見込まれる。</p>	<p><課題> 苦情の内容により複数の担当が関係することがあり、情報共有及び対応の引継ぎがスムーズに進まない場合がある。また、小規模な事業者も多く、苦情対応について利用者への的確な対応ができない。</p> <p><対応策> 苦情内容及び対応について、介護サービス事業者連絡協議会等を通じ事業者に事例を示し情報共有をすることで、苦情を未然に防ぐための丁寧な説明や注意すべき点について周知を行う。</p>	○	○	<p>通報・苦情のあった事業者に対する聞き取りマニュアル等をご教示いただきたい。</p>
	<p>○区は保険者として、介護保険サービスが本来の趣旨に沿って給付され、利用者が安心して介護保険制度を利用できる取組を推進する必要がある。</p>	○給付費通知及び縦覧点検・医療情報との突合	<p>給付費通知:給付費通知を送付することで、利用者自身が介護サービス給付費や自己負担額を確認し、不正請求の発見及び抑制につなげる。</p> <p>縦覧点検・医療情報との突合:医療情報と給付情報を突合することで医療と介護の重複請求の排除を図る。</p>	<p>給付費通知:年2回</p> <p>縦覧点検・医療情報との突合:国保連へ委託して実施した。</p>	<p>自己評価結果【○】</p> <p>目標のとおり事業を実施することができた。</p>	—	—	○	○	なし